



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

【トピック】

- 「権利擁護について考える座談会」が、山梨市、笛吹市で開催されました。

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

Tel 055-223-1460

Fax 055-223-1464

E-mail

shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

今号は、障害者の自立した生活を支援する山梨県自立支援協議会の権利擁護部会が、山梨市と笛吹市で開催した「権利擁護について考える座談会」の意見交換会で出された障害のある方々の意見を紹介します。

この座談会は、同協議会が、障害のある方々の声を聴き障害福祉施策に反映させることを目的に、県内各市町村で開催しており、今年度は、障害者差別を解消するための制度、県の取組や権利擁護についての学習会を行い、その後、参加者全員が参加して意見交換会を行いました。

なお、資料として、障害者差別や合理的配慮について昨年度の座談会でまとめられた「参加者から出された意見集」が配付されます。

山梨市での座談会について

8月5日に山梨市で開催された座談会の様子をお知らせします。

学習会に続いて行われた意見交換会では、峡東圏域マネージャーの吉村純氏の司会進行で、日常生活での便利なことや不都合について参加者全員が質問に「○」「×」で回答し、障害者差別に関する現状を参加者の意見から引き出しながら進められました。

意見交換会での発言の概要は、次のとおりです。

- ◆マイナンバーの暗証番号の設定で、タッチパネルでの操作・登録が困難であったため、希望はあったものの登録ができなかった。
- ◆障害を理由とする差別をうけたら、自分の考えだけでは自信がないので、まず支援員など身近な人に相談し、そこで差別だと確信できれば障害者差別地域相談員に相談したいと思う。
- ◆施設利用者と外食する場合、食形態の変更のため二次調理したいと申し出ても断られる。また、(障害者用)バギー利用の場合、車いすの1.5倍のスペースが必要で、店舗によっては1か月以上前までに申し込みが必要など利用する上での制限が多い。
- ◆電話番号だけではなく、ファックス番号も併せて記載するなど、ちょっとした『気づき』で随分変わることが多いと思う。
- ◆以前、夜間に車両との接触事故にあった際、駆け付けた若い女性警察官が筆談で十分対応できなかったことがあり、夜間でも手話通訳者を派遣してもらいたいと思った。

権利擁護についてのミニ学習会

ミニ学習会では、社会福祉法人「ぶどうの里」の田村正人氏から、「権利擁護とは何か」を考えるスライド資料を使いながらの丁寧な説明がありました。

田村氏は「権利擁護とは、その人が望むことを実現するために必要なこと」、「権利とは、自分が実現したい望みを他人に要求することができること」で、「実現したい思いは人それぞれでみんな違う。違うから素晴らしい」とし、しかし「権利は衝突する。だから調和が必要」として、ガンジーの「幸福とは、考えること、言うこと、することが調和している状態である」という言葉を紹介しました。穏やかな雰囲気の中にも、参加者の心をつかむが印象的なお話でした。

今後継続して開催予定の座談会でも、田村氏のお話しに触れることができます。

笛吹市での座談会について

8月30日に笛吹市で開催された座談会の様子をお知らせします。

山梨市での座談会同様、学習会に続いて意見交換会が行われ、峡東圏域マネージャーの吉村純氏の司会進行で、参加者から多くの意見が出されました。

意見交換での主な発言内容は、次のとおりです。

- (喉頭摘出による)この声のこともあり、スーパーや薬局等店舗の店員とのやり取りや相手の表情で嫌な思いをすることが多い。その反面、障害に関して様々な人達と語り合う機会が多くなって楽しいことが増え、障害者になってよかったなあと思うようになった。私たちにも、笑顔で対応することを心がけてもらえると、話しかけやすい。
- 外出の難しい父親の代理で預金の引出しの際、銀行の窓口の対応で意思疎通が十分にできず、手話通訳者が同行してやっと認められたことがある。
- 左半身に麻痺があり、左側によりかかる姿勢が難しい。エスカレーターで左側によるのが当然のようにしているのがつらい。後ろから追い越そうとする人の表情やかけられる言葉が辛い。
- (障害児用)バギーをベビーカーだと思われ、駅でエレベーターの場所を確認した際に「階段はそこ」と冷たく言われた。また、バギーは車いすより大きく、トイレなどの施設設備が狭く感じることも多い。
- パスポート更新の際、中途失聴者であることを伝えて同行者が受け答えをしていたが、本人が直接答えるようにと厳しく言われた。もっと障害特性を理解し、筆談等柔軟な対応をして欲しい。
- 以前は、学生が精神科の病院を退院後に復学を希望しても、大学側の理解が乏しかったり、条件が整わず、やむなく退学してしまうケースが多かった。
- 居住地区で隣組に入っているが、行事のことが伝わらなかつたり、また、組の中で気を使ってくれているとは思いますが、役員が回ってこなかつたりする。
- 今年は地区の組長を引き受けたが、会議では手話通訳者を依頼して進行するようにしている。
- 障害のある人としてではなく、〇〇(個人名)という個人として接してほしい。

お知らせ

○次回以降の座談会の開催について、現時点で決まっている予定は次のとおりです。
10月6日(木)道志村(富士東部圏域)、11月4日(金)甲斐市、11月21日(月)甲州市
開催の詳細、参加方法等については、ネットワーク会議事務局あてお尋ねください。

○座談会で配付された「障害者差別や合理的配慮について参加者から出された意見集」と「『障害者差別解消法』に該当する事例集」の配付ができます。ご希望があれば事務局あてご連絡ください。

解説

○県及び市町村自立支援協議会

障害者総合支援法により「障害者等への支援の体制整備」を図るため地方公共団体が設置する組織で、「関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者」により構成される。県の協議会のほか、市町村は「単独又は共同」して設置している。地域の関係者が集まり、地域における障害者に関わる課題を共有し地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っている。障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会づくりのために必要な相談支援体制の整備方策等について、幅広く協議している。

○権利擁護部会

県自立支援協議会の専門部会のひとつで、障害当事者参加を基本に障害当事者の権利擁護(障害者の権利を守り差別や虐待の防止等)について学ぶ機会をつくることを目的とする。